

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 最終的な調整結果

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供を可能とすること

提案団体

階上町、八王子市

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

滞納者等の所在をより円滑に把握するため、国税徴収法第 146 条の2又は地方税法第 20 条の 11 に基づく、徴収職員又は徴税吏員(以下「徴収職員等」という。)から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」で明確化すること。

具体的な支障事例

【支障事例】

当町では、町税等の滞納者が住民票を移動させずに転出している場合があり、電話連絡や住所地の訪問、戸籍等の利用をもってしてもなおその所在を特定することが困難になっている事例が存在する。当該事例において、ある滞納者の住所地へ特定記録により書類を郵送したところ、住所地以外へ転送された形跡があったため、所管郵便局に対して、私書箱使用の有無及び転居届の記載内容を照会したが、個人情報保護法及び郵便法の規定による守秘義務の関係から回答不可とされた。

【制度改正の必要性】

上記事例にあつては、後日、滞納者から当町へ転出届が提出されたため所在を特定することができたが、所在特定までおよそ7か月を要すこととなった。

【懸念の解消策】

国税徴収法第 146 条の2又は地方税法第 20 条の 11 に基づく、徴収職員等から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報に関するガイドラインの解説」で明確化する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

滞納者等が住民票を移動させずに転出している場合であっても、実生活に必要性の高い郵便物については転居届の手続を行っている可能性が高く、郵便の転送情報の提供を受けることにより滞納者等の所在をより円滑に把握することができ、該当者と速やかに接触できるようになるため、滞納整理事務の効率化と直接交渉による納税の履行につながる。

根拠法令等

国税徴収法第 146 条の2
地方税法第 20 条の 11
個人情報の保護に関する法律第 23 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、栃木県、前橋市、高崎市、福井市、山梨県、長野県、上田市、三島市、御殿場市、半田市、豊田市、名張市、宇陀市、山陽小野田市、香川県、高松市、長崎市、山鹿市

○当市においても、住民票を移動させず、市内別住所へ転居又は市外へ転出していると思われるケースが存在する。居住実態がないのに郵便物は返戻とならないため、郵便局へ転送先照会依頼を実施しても個人情報のため回答不可とされる。検索や訪問等により、本人の現状確認や、滞納税の徴収の可能性も捨てきれないことから、郵便の転送情報の提供を受けることにより、該当者との接触可能性を高め、今後の方針を早期に立てることにより、事務の効率化と納税の履行につながると考える。

○当県においても同様の事例があるため、郵便の転送情報の提供を受けることにより、滞納整理事務の効率化等につながると見込まれる。

○当市でも同様の事例がある。所管郵便局に対し転送先の住(居)所の照会をしたが、「郵便法第8条の規定により回答不可」とされた。また「転居届の有無及びその記載内容について、届出人(代理人を含む)からの照会には可能な範囲で回答するが、その余は法定に基づく照会であっても、回答は差し控えることとしている」と申し添えがされた。本人に何らかの事情がある、又は意図的に住民票の異動届をせず、郵便局へのみ届出している場合、郵便は届くが滞納解消には至らないことがある。住民票の異動をすることなく、本人確認が必要な手続きや、財産形成等を継続することができる状態となっている。生活の実態がある住(居)所を把握することは、滞納者との接触や、調査、処分に欠かすことができない。転送届の有無、転送先情報は、滞納整理事務に重要な情報であり、事務の効率化につながる。

○追跡調査の可能性が広がることにより、速やかに交渉を進めることが可能になることから、有効であると考えられる。

各府省からの第1次回答

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第167号)第13条第10項においては、「事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。」と規定しています。

これに関し、同ガイドラインの解説(令和2年3月1日総務省)において「法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる」としており、御提案の滞納者等の所在把握のための郵便の転送情報の提供については、慎重に対応すべきと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国税徴収法第146条の2及び地方税法第20条の11の規定に基づく協力要請は、適正な税務行政の運営確保に不可欠な役割を担っており、行政目的を阻害せず、業務上支障がないものについては、守秘義務を理由に協力を拒否することはできないであろうとの考えから、要請を受けた官公署等からの資料提供等の協力を得られることが期待されているものである。

転居届に係る照会については、平成29年6月30日、名古屋高等裁判所の判決(差戻審)において、個々の郵便物の内容についての情報ではなく、住居所に関する情報であって、憲法21条2項後段の「通信の秘密」や郵便法8条1項の「信書の秘密」に基づく守秘義務の対象となるものではないとの判断がなされている。

また、平成28年10月28日第三小法廷判決において、転居届に係る情報は郵便法8条2項にいう「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当するとあるが、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説において、「信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能と考えられる。」とあり、続けて、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく郵便の転送情報の照会が例として挙げられている。

憲法により国民に義務付けられている納税義務を果たし、公平性を確保するためにも肝要であることをご理解いただき、空家等対策と同様の取扱いとなるよう前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

地方税は地方自治体の財政の根幹を成し、地方税の賦課徴収業務は、日本国憲法が保障する地方自治の本旨並びに納税の義務を担保する極めて公益性の高い業務である。

地方税の賦課徴収に関する書類(以下「書類」という。)は、納税者に送達することが義務付けられている。これは、書類の送達によって賦課徴収の効果が生じ、同時に、納税者は内容を了知し、不服申し立ての機会を得ることとなるからである。

通常、書類は住民登録地に送付するが、明らかに住民票登録地に居住していないことを把握しても、郵便の返戻がされない場合がある。郵便の転居届の利用が推定されるが、現状は回答されないため確認することができない。

税の公平性確保の観点から、税の賦課徴収において生活の実態がある住(居)所を把握することは欠かすことができない。回答が得られれば、本人との接触機会の確保や、生活状況の把握、滞納処分が可能となる。

また、郵便法8条により守秘義務を負っているとあるが、地方税の賦課徴収業務に携わる職員も、地方税法22条により地方公務員法に加重した守秘義務を別で負っている。照会により得た情報は厳重に扱われることとなる。双方が守秘義務を負っており、守秘義務を理由に一律拒否するのではなく、照会事項の秘匿性の程度や、国民の権利救済の実現のための必要性の程度等を踏まえた比較衡量によって、拒否することが正当であるか判断をお願いしたい。租税の賦課徴収という極めて公益性の高い業務に係る照会については、一律拒否ではなく、回答できる方法を検討しその手段を提示していただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

「転居届に係る情報」は、郵便法(昭和22年法律第165号)第8条第2項に規定する郵便物に関して知り得た他人の秘密に該当するものであり、その扱いについては、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説(令和2年3月1日総務省)において、「信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる」としています。

他方、「比較衡量」の結果、第三者提供が可能となるかどうかの判断については、郵便物に関して知り得た他人の秘密の扱いについて、個別のケースごとに検討を重ねる必要があり、提供が可能なケースとして「国税徴収法第146条の2及び地方税法第20条の11の規定に基づく協力要請」が含まれるかどうかについても、関係各省や専門家等の意見を交え、慎重に検討するべきと考えています。

「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」最終報告書(令和3年7月21日公表)において、日本郵政グループ・郵便局が保有するデータについて、公的分野も含めた活用が提言されたことを受け、有識者等で構成する検討の場を設置することとしており、税の賦課徴収における転居情報の利用についても、郵便局が保有するデータの活用ケースの1つとして、提供の可否や条件等について、検討を行ってまいります。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【個人情報保護委員会】

(1) 郵便法(昭22法165)、地方税法(昭25法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57)

地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請(地方税法20条の11(同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われる協力要請を含む。))として徴税吏員が日本郵便株式会社に郵便の転送情報の提供を求める場合の取扱いについては、郵便法8条2項に定められた郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る守秘義務に留意しつつ、当該情報提供の可否について検討し、令和4年夏までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:総務省及び財務省)